

北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議

平成28年8月24日、北朝鮮は潜水艦発射弾道ミサイルを発射し、我が国の防空識別圏に着弾させ、続く9月5日には、3発もの弾道ミサイルを発射し、我が国の排他的経済水域内に着弾させた。さらに、9月9日には5回目となる核実験の強行に及んだ。

北朝鮮による1月6日の核実験の強行、2月7日の人工衛星の打ち上げと称する弾道ミサイルの発射に続く、累次にわたる今回の行為は、明白な国連安全保障理事会決議違反であるとともに、我が国のみならず平和と安全を願う国際社会に対する重大な脅威であり、許しがたい暴挙である。

武蔵村山市議会は、核兵器の廃絶を願うため核兵器禁止平和都市宣言に関する決議を行っており、国際平和の切実な願いを踏みにじる核実験及び弾道ミサイル発射は、唯一の被爆国として断じて容認することはできず、これまでも、核実験及び弾道ミサイル発射の中止を強く求めてきた。

よって、武蔵村山市議会は、北朝鮮の核実験及び弾道ミサイルの発射に厳重に抗議し、国際社会と政府が一致協力してもっとも効果的な措置を取ることを求めるとともに、北朝鮮政府に対し、今後、核実験及び弾道ミサイルの発射をやめ、国際社会の平和と安全を損なう行為を行わないよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成28年9月26日

武蔵村山市議会